

学校法人青山学院寄附行為

(1951(昭和26)年2月27日認可)

変更	1952(昭和27)年9月12日認可	1953(昭和28)年9月22日認可	1959(昭和34)年4月3日認可
	1959(昭和34)年5月2日認可	1961(昭和36)年4月6日認可	1965(昭和40)年1月25日認可
	1966(昭和41)年1月25日認可	1969(昭和44)年2月27日認可	1972(昭和47)年4月24日認可
	1976(昭和51)年1月9日認可	1976(昭和51)年7月21日承認	1977(昭和52)年11月15日認可
	1979(昭和54)年3月14日認可	1982(昭和57)年1月16日認可	1982(昭和57)年7月8日認可
	1983(昭和58)年5月26日認可	1986(昭和61)年3月18日認可	1986(昭和61)年7月29日認可
	1986(昭和61)年12月23日認可	1988(昭和63)年12月22日認可	1999(平成11)年10月22日認可
	2000(平成12)年5月24日認可	2000(平成12)年12月21日認可	2001(平成13)年3月9日認可
	2003(平成15)年3月28日承認	2003(平成15)年11月27日認可	2004(平成16)年1月30日承認
	2004(平成16)年3月31日認可	2004(平成16)年11月30日認可	2006(平成18)年3月7日認可
	2006(平成18)年3月24日承認	2006(平成18)年11月28日承認	2008(平成20)年3月27日承認
	2009(平成21)年3月26日承認	2009(平成21)年5月28日承認	2009(平成21)年9月24日承認
	2012(平成24)年3月13日認可	2012(平成24)年3月23日承認	2015(平成27)年3月26日承認
	2016(平成28)年1月20日認可	2017(平成29)年3月23日承認	2018(平成30)年1月24日認可
	2018(平成30)年3月22日承認	2019(平成31)年3月28日承認	2020(令和2)年1月30日承認
	2020(令和2)年3月25日認可	2021(令和3)年1月28日理事会承認	2021(令和3)年2月26日文部科学大臣認可
	2022(令和4)年1月27日理事会承認	2022(令和4)年8月22日文部科学大臣認可	2022(令和4)年10月27日文部科学大臣認可

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、学校法人青山学院と称する。

(目的)

第2条 本法人は、私立学校法(昭和24年12月15日法律第270号)に基づく学校法人として、教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)及び学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)に従い、建学の精神に基づく教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第3条 本法人は、前条の目的を達成するため、以下の学校を設置する。

(1) 青山学院大学

イ 大学院

文学研究科

教育人間科学研究科

経済学研究科

法学研究科

経営学研究科

国際政治経済学研究科

総合文化政策学研究科

理工学研究科

社会情報学研究科

国際マネジメント研究科(専門職大学院)

会計プロフェッション研究科(専門職大学院)

ロ 学部

文学部

(英米文学科、フランス文学科、日本文学科、史学科、比較芸術学科)

教育人間科学部

(教育学科、心理学科)

経済学部

(経済学科、現代経済デザイン学科)

法学部

(法学科、ヒューマンライツ学科)

経営学部

(経営学科、マーケティング学科)

国際政治経済学部

(国際政治学科、国際経済学科、国際コミュニケーション学科)

総合文化政策学部

(総合文化政策学科)

理工学部

(物理・数理学科、物理科学科、数理サイエンス学科、化学・生命科学科、電気電子工学科、機械創造工学科、経営システム工学科、情報テクノロジー学科)

社会情報学部

(社会情報学科)

地球社会共生学部

(地球社会共生学科)

コミュニティ人間科学部

(コミュニティ人間科学科)

(2) 青山学院高等部(学校教育法による高等学校)

全日制課程 普通科

(3) 青山学院中部(学校教育法による中学校)

(4) 青山学院初等部(学校教育法による小学校)

(5) 青山学院幼稚園(学校教育法による幼稚園)

(建学の精神)

第4条 青山学院の教育は、永久にキリスト教の信仰に基づいて、行わなければならない。

- 2 前項の趣旨は、いかなる場合にも変更することができない。
- 3 第1項の字句を変更する場合は、理事全員及び評議員全員の同意を要する。

(事務所)

第5条 本法人は、事務所を東京都渋谷区渋谷4丁目4番25号に置く。

第2章 院長

(院長)

第6条 本法人に、院長1名を置く。

- 2 院長は、本法人が設置する学校(以下「設置学校」という。)を統轄し、本法人における教育を総理する。
- 3 院長の選任及び任期等については、第54条に規定する寄附行為細則による。

第3章 役員

(役員)

第7条 本法人に、以下の役員を置く。

- (1) 理事 17名以上19名以下
- (2) 監事 2名以上3名以下
- 2 理事の中から1名を理事長とする。
- 3 理事(理事長を除く。)の中から若干名を常務理事とする。
- 4 監事の中から常勤する者を定め、常任監事とする。
- 5 理事及び監事は、第2条に規定する目的及び第4条第1項に規定する建学の精神を堅持する者でなければならない。
- 6 理事の過半数は、キリスト教信者でなければならない。
- 7 理事長は、役員を選任に当たり、候補者について前2項に係る適格性の認証を行う。

(理事の選任)

第8条 理事は、以下の各号に掲げる者とする。

- (1) 院長 1名
- (2) 設置学校の長及び大学の役職者から 4名
 - イ 青山学院大学(以下「大学」という。)の学長 1名
 - ロ 学長を除く大学の役職者から 2名
 - ハ 大学以外の設置学校の長から 1名
- (3) 評議員から 7名
- (4) 学識経験者から 5名以上7名以下
- 2 理事は、理事会の議決により、これを選任する。

(監事の選任)

第9条 監事は、評議員会及び理事会の議決を経て、理事長が選任する。

- 2 監事は、本法人の理事、評議員又は職員(本法人が設置する学校の長、教育職員その他の職員を含む。以下同じ。)を兼ねることができない。

- 3 監事は、本法人の役員配偶者又は三親等以内の親族から選任することはできない。
- 4 第1項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(理事長、常務理事及び常任監事の選任)

第10条 理事長は、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決により、これを選任する。この場合において、前段の理事会は、理事総数の3分の2以上の出席を必要とする。

- 2 常務理事は、理事会の議決を経て、理事長が選任する。
- 3 常任監事は、理事会の議決を経て、理事長が選任する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、以下のとおりとする。

- (1) 理事 4年
 - (2) 監事 4年
- 2 前項の規定にかかわらず、特定の役職にある者が第8条第1項第1号及び第2号の規定により理事に就任する場合並びに第8条第1項第3号の理事のうち第26条第1項第5号の評議員から選任された場合の任期は、以下の各号のとおりとする。
- (1) 第8条第1項第1号及び第2号イの理事 就任時における当該役職の任期
 - (2) 第8条第1項第2号ハの理事 2年
 - (3) 第8条第1項第3号の理事のうち第26条第1項第5号の評議員から選任された者 2年
- 3 前2項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する理事のうち第17条の規定により補充された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (1) 第8条第1項第2号ロ及びハの理事
 - (2) 第8条第1項第3号の理事のうち第26条第1項第5号の評議員から選任された者
- 4 役員は、再任されることができる。
- 5 役員は、任期満了の後においても、欠員となっている場合には、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(理事長、常務理事及び常任監事の任期)

第12条 理事長及び常務理事の任期は、理事の任期とする。

- 2 常任監事の任期は、監事の任期とする。
- 3 理事長、常務理事及び常任監事は、再任されることができる。
- 4 理事長、常務理事又は常任監事は、任期満了の後においても、欠員となっている場合には、後任の理事長、常務理事又は常任監事が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(理事長及び常務理事の職務)

第13条 理事長は、本法人を代表し、本法人の業務を総理する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、本法人の業務を分掌する。

(理事の職務)

第 14 条 理事は、第 20 条の規定に基づく理事会の構成員としての職務を忠実にを行うこととする。ただし、理事長及び常務理事を除く理事についても、必要な場合には、理事会又は理事長の命により、期間を定めて、本法人の業務のうち特定の業務を担当することができる。

(理事長職務の代理及び代行)

第 15 条 理事長に事故あるときにはその職務を代理する者を、理事長が欠けたとき(任期満了の後、後任の理事長が選任されていないときを含む。以下同じ。)にはその職務を行う者を、理事会において、理事の中から選任する。

2 理事会は、理事長に事故あるときに理事長の職務を代理する理事又は理事長が欠けたときに理事長の職務を行う理事について、あらかじめ順位を定めておくことができる。この順位に従う場合には、事後理事会に報告するものとする。

(代表権の制限)

第 16 条 理事長以外の理事は、本法人を代表しない。ただし、理事長が欠けたときには、前条の規定により理事長の職務を行う理事が、本法人の全ての業務について、本法人を代表する。

(役員 of 補充)

第 17 条 役員に欠員を生じたときは、速やかに補充するものとする。

2 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超えるものが欠けたときは、1 カ月以内に補充しなければならない。

(監事の職務)

第 18 条 監事は、以下の各号に掲げる職務を行う。

(1) 本法人の業務を監査すること。

(2) 本法人の財産の状況を監査すること。

(3) 本法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

(4) 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 カ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(5) 第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定による監査の結果、本法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを理事会及び評議員会に報告し、又は文部科学大臣に報告すること。

(6) 前号に規定する報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。

- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の開催日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員の退任及び解任)

第19条 役員は、以下の各号のいずれかに該当したときは、退任する。この場合において、第2号又は第5号の規定によるときは、理事会の議を経るものとする。

- (1) 任期を満了したとき。
 - (2) 辞任したとき。
 - (3) 死亡したとき。
 - (4) 被選任資格を失ったとき。
 - (5) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に規定する事由に該当するに至ったとき。
- 2 役員が以下の各号のいずれかに該当するに至ったときは、評議員会の議決及び理事会における理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
 - 3 理事長、常務理事及び常任監事の退任及び解任は、退任にあつては第1項の規定を準用し、解任にあつては前項の規定を準用する。

(役員報酬)

第19条の2 本法人は、その役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第19条の3 役員が任務を怠ったことによって生じた損害について本法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因、職務執行等の事情を勘案して特に必要と認める場合は、役員が賠償の責任を負う額から、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。)の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の議決により免除することができる。

(責任限定契約)

第 19 条の 4 理事(理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又は本法人の職員でない者に限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害について本法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、私立学校法において準用する一般社団・財団法人法の規定に基づく最低責任限度額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第 4 章 理事会

(理事会)

第 20 条 本法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事会の招集及び開催)

第 21 条 理事会は、理事長が招集し、議長となる。

2 理事会は、定期に開催する。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合には、臨時に開催する。

(1) 理事長が必要と認めた場合

(2) 院長である理事から又は理事 3 名以上から会議に付議すべき事項を示して請求があった場合

3 理事会の招集に当たっては、理事長は、各理事及び各監事に対して、開催日の 7 日前までに、開催日時及び開催場所並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、本文に規定する日数を短縮することができる。

4 第 2 項第 2 号に該当する請求があった場合、理事長は、その請求があった日から 7 日以内に理事会を招集しなければならない。

5 理事長が前項の規定による招集をしない場合には、請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

6 第 18 条第 2 項又は前項の規定に基づいて招集された理事会の議長は、当該理事会に出席した理事の互選による。

(理事会の定足数及び議決)

第 22 条 理事会は、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、法令又はこの寄附行為若しくは第 54 条に規定する学校法人青山学院寄附行為細則(以下「寄附行為細則」という。)において、理事総数の過半数を上回る割合を規定する場合は、当該規定による。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決する。ただし、法令又はこの寄附行為若しくは寄附行為細則において、出席した理事の過半数を上回る割合を規定する場合は、当該規定による。

- 3 理事会の議事について、議長は、その議決要件が出席した理事の過半数又は理事総数の過半数である場合は、理事として議決に加わることができない。この場合において、当該議決における可否が同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。この場合において、当該理事は、理事総数及び出席した理事の数に算入しない。

(業務の決定の委任)

第23条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他本法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第24条 議長は、理事会の開催の日時及び場所並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、理事会において記載内容を承認した後、議長、出席した理事の中から互選された者2名及び出席した監事が署名して、事務所に保管しておかなければならない。
- 3 私立学校法第40条の5の規定において準用する一般社団法人・財団法人法第84条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引の承認の議決については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第5章 評議員会及び評議員

(評議員会及び評議員)

第25条 本法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、47名以上49名以下の評議員をもって組織する。
- 3 評議員は、第2条に規定する目的及び第4条第1項に規定する建学の精神を堅持する者でなければならない。
- 4 評議員の過半数は、原則としてキリスト教信者でなければならない。
- 5 理事長は、評議員の選任に当たり、候補者について前2項に係る適格性の認証を行う。

(評議員の選任)

第26条 評議員は、以下の各号に掲げる者とする。

- (1) 院長 1名
- (2) 設置学校の長及び大学の役職者から 15名
 - イ 大学の学長 1名
 - ロ 学長を除く大学の役職者から 10名
 - ハ 大学以外の設置学校の長から 4名
- (3) 青山学院校友(設置学校を卒業した者)で選任時において満25歳以上の者から 13名
- (4) 本法人の事務組織の長 1名

- (5) 本法人の職員から 5名
- (6) 米国の合同メソジスト教会に所属する宣教師又はプロテスタント教会の教職にある者から 4名
- (7) 学識経験者から 8名以上10名以下

2 評議員は、理事会の議決により、これを選任する。

(評議員の任期)

第27条 評議員の任期は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の役職にある者が前条第1項第1号及び第2号イの規定により評議員に就任する場合の任期は、当該役職の任期とする。

3 前2項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する評議員のうち前任者の任期中途での退任により補充された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(1) 前条第1項第2号ロ又はハの評議員

(2) 前条第1項第5号の評議員

4 評議員は、再任されることができる。

(評議員の退任及び解任)

第28条 評議員は、以下の各号のいずれかに該当したときは、退任する。この場合において、第2号の規定によるときは、理事会の議を経るものとする。

(1) 任期を満了したとき。

(2) 辞任したとき。

(3) 死亡したとき。

(4) 被選任資格を失ったとき。

2 評議員が以下の各号のいずれかに該当するに至ったときは、評議員会における評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(3) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に規定する事由に該当するに至ったとき。

(4) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

(評議員会の招集及び開催)

第29条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会は、定期に開催する。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合には、臨時に開催する。

(1) 理事長が必要と認めた場合

(2) 評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して請求があった場合

- 3 評議員会の招集に当たっては、理事長は、各評議員及び各監事に対して、開催日の7日前までに、開催日時及び開催場所並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、本文に規定する日数を短縮することができる。
- 4 第2項第2号に該当する請求があった場合、理事長は、その請求があった日から20日以内に評議員会を招集しなければならない。
- 5 評議員会に議長を置き、評議員の中から評議員会において選任する。
(評議員会の定足数及び議決)

第30条 評議員会は、評議員総数の過半数の評議員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき、書面又は電磁的方法による意思表示をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 3 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、法令又はこの寄附行為若しくは寄附行為細則に別段の定めがある場合は、当該定めによる。
- 4 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 5 評議員会の議事について、特別の利害関係を有する評議員は、その議決に加わることができない。この場合において、当該評議員は、評議員総数及び出席した評議員の数に算入しない。
(評議員会の意見具申等)

第31条 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくは諮問に答え、又は役員から報告を聴くことができる。
(諮問事項)

第32条 理事長は、第36条、第48条、第50条及び第51条の規定に加えて、以下の各号に掲げる事項については、理事会において決定するにさきだち、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び重要な資産の処分
- (4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金をいう。以下同じ。)の支給の基準
- (5) 収益事業に関する重要事項
- (6) その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
(議事録)

第33条 第24条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「理事会」とあるのは「評議員会」と、同条第1項中「場所」とあるのは「場所(当該場所に存しない者が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)」と、同条第2項中「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産)

第34条 本法人の資産は、財産目録に記載のとおりとする。

(資産の区分)

第35条 本法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、本法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、本法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、本法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第36条 基本財産のうち重要な資産は、これを処分してはならない。ただし、本法人の目的遂行のためやむを得ない場合にのみ、評議員会の議決及び理事会における理事総数の3分の2以上の議決を経て、その一部に限り処分することができる。

(寄附金品の取り扱い)

第37条 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

2 前項の規定にかかわらず、本法人の目的に沿わない条件が付された寄附金品については、これを受けることはできない。

(経費の支弁)

第38条 本法人及び設置学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、寄附金その他の収入をもって支弁する。

(財産の管理)

第39条 本法人の財産は、安全かつ有利な方法によって、管理されなければならない。

(会計)

第40条 本法人の会計は、学校法人会計基準(昭和46年4月1日文部省令第18号)により行う。

2 本法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)及び第 47 条に規定する収益事業に関する会計(以下「収益事業会計」という。)に区分するものとする。
(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第 41 条 本法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、評議員会の意見を聴いた後、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を必要とする。

2 本法人の事業に関する中期的な計画は、5 年以上 10 年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、評議員会の意見を聴いた後、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を必要とする。

3 前 2 項の規定は、本法人の予算若しくは事業計画又は事業に関する中期的な計画に重要な変更を加えようとするときにも適用する。
(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 42 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を必要とする。

2 前項の規定は、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても適用する。
(決算及び実績の報告)

第 43 条 本法人の決算は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に、決算及び事業の実績について、理事会の議を経て、評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、学校会計に繰り入れなければならない。
(財産目録等の備付及び閲覧)

第 44 条 本法人は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2 本法人は、前項に規定する書類、第 18 条第 1 項第 4 号の監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及びこの寄附行為を事務所に備えておき、請求があった場合には、閲覧を拒む正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の請求があった場合は、役員等名簿については、その記載事項のうち個人の住所に係る部分を除外して閲覧に供することができる。
(情報の公表)

第 44 条の 2 本法人は、以下の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に規定する事項を公表しなければならない。

(1) この寄附行為について変更の認可を受けたとき又は変更の届出をしたとき 当該寄附行為の内容

- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
 - (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿を作成したとき
これらの書類の内容
 - (4) 役員に対する報酬等の支給の基準について定めたとき 当該基準の内容
- 2 前項第3号の役員等名簿については、その記載事項のうち個人の住所に係る部分を除外して公表する。

(資産総額の変更登記)

第45条 本法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3カ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第46条 本法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第7章 収益事業

(収益事業)

第47条 本法人は、その収益を設置学校の経営に充てるため、以下に掲げる収益事業を行う。

- (1) 土地家屋賃貸
- (2) 出版
- (3) 保険代理

2 前項の事業は、本法人の目的にふさわしく経営されなければならない。

第8章 解散及び合併

(解散)

第48条 本法人は、以下の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 評議員会及び理事会の議決
- (2) 本法人の目的たる事業の成功の不能となった場合
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号から第3号までに規定する事由による解散にあつては、評議員会における評議員総数の5分の4以上の議決を経たのち、理事会における理事全員の同意による議決を必要とする。

3 第1項第1号に規定する事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第49条 本法人が解散する場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける評議員会及び理事会の議決により、第4条第1項に規

定する建学の精神に適合した教育事業を行う 1 又は複数の学校法人又は当該教育事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属させる。

(合併)

第 50 条 本法人が合併しようとするときは、評議員会における評議員総数の 5 分の 4 以上の議決を経たのち、理事会における理事全員の同意による議決を経て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 9 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 51 条 この寄附行為の変更は、評議員会の議決及び理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を経た後、文部科学大臣の認可を受けなければならない。この場合において、前段の理事会は、理事総数の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則(昭和 25 年 3 月 14 日文部省令第 12 号)に定める届出事項に係るものについては、評議員会の議決及び理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を経た後、文部科学大臣に届け出るものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、第 48 条及び第 50 条の議決要件を変更することはできない。

第 10 章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第 52 条 本法人は、第 44 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、事務所に備えておかなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告)

第 53 条 本法人の公告は、学校法人青山学院掲示板に掲示して行う。

(寄附行為細則)

第 54 条 この寄附行為の施行に当たって必要な事項は、別に定める。

附 則

1 1951(昭和 26)年 2 月 27 日文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

2 本法人の組織変更当初の役員は、以下のとおりとし、院長たる理事を除く他の理事の半数の任期を 4 年、他の半数を 2 年、監事は 1 人を 2 年、他の 1 人を 1 年とし、抽籤その他の方法によって決定する。

理事 豊田 實

理事 阿部 義宗

理事 稲葉 淺吉

理事 吉岡 たみ
理事 古坂 崑城
理事 村上 精一
理事 大木 金次郎
理事 C. W. アイグルハート
理事 A. チニー
理事長 眞鍋 頼一
理事 齊藤 宗治
理事 飯島 剛二
理事 長田 鎮吾
監事 都田 恒太郎
監事 大村 勇

- 3 前項の役員のうち理事は、この寄附行為に規定する選任区分により選任されたものとみなし、その任期が満了したときは、その選任区分から後任者を選任する。
- 4 本法人の組織変更当初に選任された評議員の任期は、その半数に限り、この寄附行為の規定にかかわらず、1年とし、選任区分ごとに抽籤その他の方法によって定める。

附 則

1952(昭和27)年9月12日 文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1953(昭和28)年9月22日 文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1959(昭和34)年4月3日 文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1959(昭和34)年5月2日 文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1961(昭和36)年4月6日 文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1965(昭和40)年1月25日 文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1966(昭和41)年1月25日 文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1969(昭和 44)年 2 月 27 日 文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1972(昭和 47)年 4 月 24 日 文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1976(昭和 51)年 1 月 9 日 文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1976(昭和 51)年 7 月 21 日 理事会承認のこの寄附行為は、承認の日から施行する。

附 則

1977(昭和 52)年 11 月 15 日 文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1979(昭和 54)年 3 月 14 日 文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1982(昭和 57)年 1 月 16 日 文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1982(昭和 57)年 7 月 8 日 文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1983(昭和 58)年 5 月 26 日 文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1986(昭和 61)年 3 月 18 日 文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1986(昭和 61)年 7 月 29 日 文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1986(昭和 61)年 12 月 23 日 文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1988(昭和 63)年 12 月 22 日 文部大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

1999(平成 11)年 10 月 22 日文部大臣認可のこの寄附行為は、2000(平成 12)年 4 月 1 日から施行する。

附 則

2000(平成 12)年 5 月 24 日文部大臣認可のこの寄附行為は、2001(平成 13)年 4 月 1 日から施行する。

附 則

2000(平成 12)年 12 月 21 日文部大臣認可のこの寄附行為は、2001(平成 13)年 4 月 1 日から施行する。

附 則

2001(平成 13)年 3 月 9 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

2003(平成 15)年 3 月 28 日理事会承認のこの寄附行為は、2003(平成 15)年 4 月 1 日から施行する。

附 則

2003(平成 15)年 11 月 27 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2004(平成 16)年 4 月 1 日から施行する。

附 則

2004(平成 16)年 1 月 30 日理事会承認のこの寄附行為は、2004(平成 16)年 4 月 1 日から施行する。

附 則

2004(平成 16)年 3 月 31 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2004(平成 16)年 4 月 1 日から施行する。

附 則

2004(平成 16)年 11 月 30 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2005(平成 17)年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 2006(平成 18)年 3 月 7 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

- 2 前項に規定する施行日より以前に選任された理事及び評議員については、選任時の選任区分を読み替えることにより、それぞれ第8条又は第26条に規定する選任区分により選任されたとみなす。

附 則

- 1 2006(平成18)年3月24日理事会承認のこの寄附行為は、2006(平成18)年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1号に規定する青山学院大学理工学部に置く学科のうち、2000(平成12)年4月1日をもって募集を停止していた経営工学科は、2005(平成17)年9月30日をもって廃止する。

附 則

- 1 2006(平成18)年11月28日理事会承認のこの寄附行為は、承認の翌日から施行する。
- 2 第3条第1号に規定する青山学院大学理工学部に置く学科のうち、2000(平成12)年4月1日をもって募集を停止していた機械工学科は、2006(平成18)年3月31日をもって廃止する。

附 則

2008(平成20)年3月27日理事会承認のこの寄附行為は、2008(平成20)年4月1日から施行する。

附 則

- 1 2009(平成21)年3月26日理事会承認のこの寄附行為は、2009(平成21)年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1号に規定する青山学院大学国際政治経済学部 to 置く学科のうち、2001(平成13)年4月1日をもって募集を停止していた国際経営学科は、2009(平成21)年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 2009(平成21)年5月28日理事会承認のこの寄附行為は、承認の翌日から施行する。
- 2 第3条第2号に規定する青山学院女子短期大学に置く学科のうち、2006(平成18)年4月1日をもって募集を停止していた児童教育学科は、2009(平成21)年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 2009(平成21)年9月24日理事会承認のこの寄附行為は、承認の翌日から施行する。

- 2 第3条第1号に規定する青山学院大学法学部に置く学科のうち、2001(平成13)年4月1日をもって募集を停止していた私法学科及び公法学科は、2009(平成21)年3月31日をもって廃止する。

附 則

2012(平成24)年3月13日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

- 1 2012(平成24)年3月23日 理事会承認のこの寄附行為は、2012(平成24)年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1号に規定する青山学院大学理工学部置く学科のうち、2004(平成16)年4月1日をもって募集を停止していた物理学科及び化学科は、2011(平成23)年3月31日をもって廃止する。

附 則

2015(平成27)年3月26日 理事会承認のこの寄附行為は、2015(平成27)年4月1日から施行する。

附 則

2016(平成28)年1月20日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

- 1 2017(平成29)年3月23日 理事会承認のこの寄附行為は、2017(平成29)年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1号に規定する青山学院大学文学部に置く学科のうち、2009(平成21)年4月1日をもって募集を停止していた教育学科及び心理学科は、2017(平成29)年3月31日をもって廃止する。
- 3 第3条第1号に規定する青山学院大学文学部第二部に置く学科のうち、2009(平成21)年4月1日をもって募集を停止していた教育学科は、2017(平成29)年3月31日をもって廃止する。

附 則

2018(平成30)年1月24日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、認可の日から施行する。

附 則

- 1 2018(平成30)年3月22日 理事会承認のこの寄附行為は、2018(平成30)年4月1日から施行する。

- 2 第3条第1号に規定する青山学院大学に置く学部学科のうち、2008(平成20)年4月1日をもって募集を停止していた経済学部第二部経済学科及び経営学部第二部経営学科は、2018(平成30)年3月31日をもって廃止する。
- 3 第3条第2号に規定する青山学院女子短期大学に置く学科のうち、2012(平成24)年4月1日をもって募集を停止していた国文学科、英文学科、家政学科、教養学科及び芸術学科は、2018(平成30)年3月31日をもって廃止する。

附 則

2019(平成31)年3月28日理事会承認のこの寄附行為は、2019(平成31)年4月1日から施行する。

附 則

- 1 2020(令和2)年1月30日理事会承認のこの寄附行為は、2020(令和2)年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1号に規定する青山学院大学に置く学部学科のうち、2011(平成23)年4月1日をもって募集を停止していた文学部第二部英米文学科は、2020(令和2)年3月31日をもって廃止する。

附 則

2020(令和2)年3月25日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2020(令和2)年4月1日から施行する。

附 則(2021(令和3)年1月28日理事会承認)

この寄附行為は、2021(令和3)年4月1日から施行する。

附 則(2021(令和3)年2月26日文部科学大臣認可)

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、変更後の第26条第1項第2号イ及びロについては、2022(令和4)年4月1日から施行する。

附 則(2022(令和4)年1月27日理事会承認)

- 1 この寄附行為は、2022(令和4)年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1号に規定する青山学院大学に置く大学院のうち、2018(平成30)年4月1日をもって募集を停止していた法務研究科は、2022(令和4)年3月31日をもって廃止する。

附 則(2022(令和4)年8月22日文部科学大臣認可)

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日から施行する。

附 則(2022(令和4)年10月27日文部科学大臣認可)

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日から施行する。
- 2 青山学院女子短期大学は、2022年10月27日をもって廃止する。